

辺地共聴施設の高度化支援事業（辺地共聴施設高度化代替事業）公募要領

1 辺地共聴施設高度化代替事業の概要

（１）事業内容

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第３条（２）ク（ア）のとおり。

（２）実施主体

市町村（市町村の連携主体を含む。）、電気通信事業者（電気通信事業者の連携主体を含む。）、有線一般放送事業者（有線一般放送事業者の連携主体を含む。）又は電気通信事業者及び有線一般放送事業者の連携主体

（３）交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり。

なお、本補助事業は、地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設の高度化を図る観点から当該共聴施設をケーブルテレビ等により代替を行う事業であることから、既存の有線共聴施設又は無線共聴施設を更新する場合は本補助事業の対象外であることに留意されたい。

（４）交付額

交付額は、次の表の補助額を上限として交付する。

補助申請の主体	補助額
市町村（連携主体を含む）、電気通信事業者（連携主体を含む）、有線一般放送事業者（連携主体を含む）、電気通信事業者及び有線一般放送事業者の連携主体	補助対象経費の 3分の2に相当する額

なお、交付下限額が１００万円のため、１事業に係る交付要綱第５条の表の左欄に掲げる区分ごとに、事業費１５０万円以上の事業を対象とする。

2 提出方法

（１）提案書類

- ① 公募申請書【実施マニュアル Ⅱ 8 別紙 2】
- ② 交付申請書【交付要綱様式第 1 号】
- ③ 補助事業の概要【交付要綱様式第 1 号 別紙 1 第 1 8】
- ④ 整備計画書及び添付書類【実施マニュアル 資料 3～8－2 等】
- ⑤ 見積書【実施マニュアル 資料 9－1、資料 9－2】
- ⑥ 工事概要書【交付要綱様式第 1 号 別紙 2】（工事を要する場合のみ）

※公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。

（２）提出先・提出期限

公募開始の日（令和 7 年 4 月 18 日（金））から下記締切日までの間に、次のいずれかの方法により提出すること。

第一次締切：令和7年5月23日（金）12:00（必着）まで

第二次締切：同年6月20日（金）12:00（必着）まで

第三次締切：同年7月18日（金）12:00（必着）まで

- ・ 管轄する総合通信局等に電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム等により電子ファイルを提出
- ・ Jグランツ（補助金電子申請システム）の利用による申請
<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

3 申請の要件、選定方法等

（１）申請の要件

申請内容について、以下の要件を満たすかについて確認を行う。

地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設の高度化を図るため、当該共聴施設をケーブルテレビ等により代替する事業であって、市町村、電気通信事業者、有線一般放送事業者又は電気通信事業者及び有線一般放送事業者の連携主体が行うもの。

（２）選定方法

各申請主体から申請された内容について、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択候補の内示を行う。

（３）交付決定

上記（２）で採択候補の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

（４）補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は、事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

4 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・ 第一次締切に申請があった案件
令和7年 7月中旬 採択候補先内示・本申請
7月下旬 交付決定
- ・ 第二次締切以降に提出された案件については順次対応する。

5 その他

- ・ 交付要綱、実施マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業（辺地共聴施設の高度化支援事業）」
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/henchikyochi.html
に掲載（関係資料については、内容を更新することがあるため、申請の際に最新版を確認すること。）。
- ・ 本事業と併用するために、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業や高度無線環境整備推進事業の申請を希望する場合は、事前に管轄する総合通信局等に相談すること。

6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記 URL に掲載される「実施マニュアル」を参考に、管轄する総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。